

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
3年－12 (3.6.9)	地域づくり	重要土地等調査規制法に反対する意見書の提出について ▶陳情事項 鳥取県議会から国に対し、重要土地等調査規制法に反対する意見書を提出すること。 ▶陳情理由 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」(重要土地等調査規制法)が、今年6月1日、衆議院本会議で可決され、参議院で審議されている。 本法案は、第1条で、「重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が、重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止する」ことを目的として定め、「基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定め」ている。本法の骨子は、すなわち、 ① 内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島等の区域内を「注視区域」として指定し(第5条)、 ② その重要施設の施設機能が特に重要な特定重要施設の場合や、国境離島等のうち、その離島機能が特に重要なものなどの場合、その区域を「特別注視区域」として指定することができる(第12条)。 ③ そして、内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査(第6条、第7条)や、土地利用者に対する報告の聴取(第8条)、注視区域内にある土	個人 (倉吉市)	不採択 (3.7.5)
		本会議(R3.7.5)委員長報告 会 議 録 暫 定 版 国家の安全保障については国の専権事項であるとともに、この度国会において可決、成立した本件については必要な法律であると認識していること。 一方、安全保障と基本的人権や私権に対する制約との兼ね合いに関しては、十分な配慮を講じる旨の附帯決議がなされていることから、不採択と決定いたしました。		

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

		地等の利用者に対する勧告及び命令(第9条)、さらには、第9条に従わねば罰則もあるというのである。 しかし、本法には、重大な問題がある。 まず、本法は、政令に白紙委任されていることである。 第2条の定義を読むと、「重要施設」とは、次に掲げる施設をいうとされている。 1 自衛隊の施設並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第1項の施設及び区域(第4項第1号において「防衛関係施設」という。) 2 海上保安庁の施設 3 国民生活に関連を有する施設であつて、その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるもので政令で定めるもの(第4項第3号及び第14条第2項第1号において「生活関連施設」という。) 「重要施設」には、生活関連施設が含まれるが、なにが国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがある重要施設なのかは、政令に丸投げされており、恣意的な解釈のおそれがある。 そして、本法の第7条第1項では、内閣総理大臣は、自治体の長に対し、土地等利用状況調査として、注視区域内にある土地等の利用者等に関する情報(氏名又は名称、住所その他政令で定めるもの)の提供を求めることができるが、これも政令に白紙委任されているのである。 第2項で「関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を提供するものとする。」とされているから、これは拒否する余地もない義務とされている。		
--	--	--	--	--

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

		自治体の独立性を害し、また、個人の自己情報コントロール権、プライバシー権などを侵害するおそれがある。 さらに、本法では、注視区域内の土地等の利用者等に対して、報告又は資料の提出を求めることができ(第8条)、それを拒否した場合には、30万円以下の罰金を科することができる(第27条)。 第8条では、「当該土地等の利用に関し報告又は資料の提出を求めることができる」というあいまいな規定のみであり「報告や、提出を求められる資料がなにを指すのか、どの範囲の報告や資料なのか」無制限であり、個人の活動などに対し、踏み込んだ調査などがなされ、思想・良心の自由などを侵害するおそれがある。 本法案では、重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為に関して、内閣総理大臣が、土地利用状況の調査や、利用者への報告の聴取、勧告及び命令ができ、これらに従わねば罰則もあるという。しかし、「機能を阻害する行為」がなんなのか、曖昧模糊とした規定であり、土地の自由な使用への実質的規制による財産権の侵害、思想・良心の自由への侵害になる可能性もある。 想定されるのは、自衛隊施設などに関し、その反対運動をする人が、周辺にある自分の敷地内で座り込みをするような場合である。本来、自分の土地は自分のものである。仮に、このような行為について、土地利用状況の調査や、利用者への報告の聴取、勧告及び命令ができ、これらに従わねば罰則もあるというならば、財産権の侵害になるのはさることながら、表現者は、罰則を背景にこれらの表現行為が萎縮し、表現の自由に対する事実上の制約となるおそれもある。 加えて、特別注視区域内の土地等の所有権移転契約について、内閣総理大臣への届出が義務付けられ(第13条)、違反には罰則を科すものとされている(第26条)。これは、財産権への制約につながるおそれがある。		
--	--	---	--	--

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

		以上のとおり、本法は、個人のプライバシー権や、憲法の人権カタログの諸規定、「思想・良心の自由」（憲法第19条）、表現の自由（第21条）、財産権（第29条）などの人権を侵害するおそれがあり、また、法令に従わない場合刑罰を科されるが、どのような場合に法令違反になるのか、その定めがあいまいであることから、罪刑法定主義、デュープロセスに反するおそれもある。 そもそも本法については、これまでに、重要施設への機能阻害行為が国内で確認された事例がないと政府が答弁し、立法事実そのものも揺らいでいる。 安全保障を理由に、私権を著しく制限し、国民への監視を強める「国民監視法」であるといわざるをえず、容認・看過できない。 鳥取県にも、自衛隊などの基地がある。県民も無関係ではない。ついては、本法に反対する旨の意見書を、貴議会として、地方自治法第99条によって提出いただきたく、陳情するものである。		
--	--	---	--	--

地域づくり県土警察常任委員会・陳情